

教育委員会定例会議事日程

令和元年6月21日(金) 午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
学校運営協議会の設置等について
小学校給食での米飯の提供の中止について
- 3 請願等審査
受理番号7 教科書採択手続きおよびその運用に関する要望書
- 4 審議案件
教委第9号議案 横浜市立図書館規則の一部改正について
教委第10号議案 教職員の人事について
- 5 その他

令和元年6月21日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 5/29 こども青少年・教育委員会
- 6/4 本会議（第3日）議案議決

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 6/2 令和元年度横浜開港記念式典
- 6/3 令和元年度第1回指定都市教育委員会協議会

(2) 報告事項

- 学校運営協議会の設置等について
- 小学校給食での米飯の提供の中止について

3 その他

学校運営協議会の設置等について

1 学校運営協議会新規設置校

※ 平成31年4月1日付の新規設置は26校、22協議会。累計は210校、171協議会。

平成31年4月1日設置

学校運営協議会名	学校運営協議会名
1 市場中学校ブロック (市場中 市場小 平安小)	13 六浦小学校
2 入船小学校	14 瀬ヶ崎小学校
3 豊岡小学校	15 新吉田小学校
4 斎藤分小学校	16 あざみ野第二小学校
5 山元小学校	17 鉄小学校
6 日枝小学校	18 大正小学校
7 芹が谷小学校	19 小山台中学校ブロック (小山台中 小山台小)
8 上星川小学校	20 中和田小学校
9 さちが丘小学校	21 和泉小
10 能見台南小学校	22 港南台ひの特別支援学校
11 釜利谷東小学校	※ 小田中学校ブロック (小田中 小田小)
12 富岡東中学校	※小田小は単独での既設置校

2 平成30年度の報告

平成30年度学校運営協議会実施報告書より

成果	主な内容
連携・協働の推進 96.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・自校と地域の連携を深めるだけでなく、広く小中ブロックの範囲で学校と地域が連携を深めることにつながった。 ・地域住民を含む小学校の関係者が中学校の学校運営協議会に参加して、小中の連携について理解を深めた。
学校の運営改善 84.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の課題（放課後や土曜日の学習支援、留守番電話の活用、教科分担制、部活動の在り方、行事や日課表の見直し等）の解決に学校運営協議会から協力や理解が得られた。 ・学校運営の基本方針を承認してもらい、学校を応援するという姿勢を示され、安心感をもって学校運営を行った。
児童生徒の育成 82.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育活動の充実（キャリア教育、特色ある教育活動の推進）が図られ、子どもたちの学びにつながった。 ・いじめについて、学校運営協議会の委員が直接子どもたちへの講演を行い、子どもたちの認識や対処法が広がった。
学校関係者評価の活用 73.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に子どもの姿を見て学校関係者評価に適切に関わり、学校運営のPDCAサイクルが充実した。 ・学校評価アンケートの結果を経年変化分析して、より深い子どもの実態把握を行い、学校評価結果を効果的に学校運営に生かした。
その他 42.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会委員に、学校の課題解決に必要な専門家（福祉関係者、弁護士など）がいることで、様々な視点での意見が得られた。 ・学校運営協議会自体のPDCAサイクルの確立といった新たな視点が得られた。

小学校給食での米飯の提供の中止について

1 提供中止に至った概要

令和元年6月10日(月)の給食で提供を予定していた米飯について、米飯製造業者が、米飯を製造終了後、スチーム式コンベア炊飯機を清掃・点検した際に、米を浸すためのお湯の槽の横にネズミ(1匹)の死骸を発見しました。そのため、当該米飯製造業者が納品する予定であった学校へ米飯の納入を中止しました。

他の米飯製造業者に代替品の手配について対応しようとしたのですが、在庫量が不足していたため提供できず、米飯の提供ができませんでした。

なお、当該製造業者が6月7日(金)の業務終了後にスチーム式コンベア炊飯機を清掃・点検した際には、異常はありませんでした。また、炊飯作業開始前に、機械の始動にあたっての点検でも、発見されませんでした。

(製造業者名)

横浜市総合パン・米飯協同組合(所在地 横浜市金沢区福浦2-1-11)

小学校給食の実施にあたっては、物資の調達を公益財団法人よこはま学校食育財団に委託し、同財団から各物資の業者に発注をしています。横浜市総合パン・米飯協同組合は、この業者の一つです。

(スチーム式コンベア炊飯機)

長さ約10m、幅約2m、高さ約2.5mの蒸気で炊飯する機械

2 提供が出来なかった学校数及び児童数(教職員は除く)及び口にした児童のいた学校数及び児童数等

(1) 6月10日(月)に提供できなかった学校数(児童数)

学校数: 給食実施校 全351校のうち、150校(児童数: 76,492名)

(2) 口にした児童のいた学校数(児童数)等

ア 学校数等

学校数: 1校(児童数70名)

内 訳: 6年生(27人)、5年生(8人)、4年生(1人)、
3年生(26人)、2年生(2人)、1年生(6人)

イ 口にしてしまった理由

当該校には、既に納品されていました。公益財団法人よこはま学校食育財団から全校にFAXを送るとともに、当該財団と教育委員会から電話連絡をしましたが、学校への連絡が、給食開始の時間間際になってしまったことと、当該学校では、委員会活動等で早めに給食を食べたり、既に配食されていたクラスもあったため、食べ始めていました。

ウ 健康被害について

健康被害についての報告はありません。

(3) 回収した米飯の細菌検査結果について

検査機関で実施した大腸菌等の細菌検査は、全て陰性でした。

裏面あり

3 当該米飯製造業者からの米飯が提供できなくなった期間、学校数（児童数）及び代替措置

該当米飯製造業者は、侵入経路、再発防止が明確になるまで、米飯の製造・提供は自主的に中止し、その間については、教育委員会及び公益財団法人よこはま学校食育財団において、代替のパン食や、別の米飯製造業者による米飯の提供の手配を行いました。

(1) 中止していた期間

令和元年6月10日（月）～6月18日（火） 7日間

(2) 当該米飯製造業者からの米飯提供が予定されていた学校数（児童数）

学校数：256校（児童数：127,578名）

※256校のうち、6月10日に米飯を提供できなかった150校を除く106校の内訳

当日の献立がパンだった学校：88校

代休により、提供が不要だった学校：18校

(3) 代替措置

代替のパン食や、別の米飯製造業者による米飯の提供（6月11日（火）～6月18日（火）の6日間）

4 再開について

(1) 再開日

令和元年6月19日（水）

提供を中止した米飯製造業者から、横浜市保健所及び公益財団法人よこはま学校食育財団に対し、顛末書及び再開に向けた報告書が提出され、ネズミの侵入経路を特定し、再発防止対策を講じたことが示されました。

これを受け、当該財団から本市教育委員会に対し、再開に向けた報告書が提出され、教育委員会が侵入経路の特定及び再発防止策が講じられていることの確認を行いました。

また、同事業者のスチーム式コンベア炊飯機の再稼働に向け、テスト炊飯した米飯を検査機関が細菌検査をした結果、問題のないことが確認できました。以上のことから、6月19日（水）より当該事業者が製造する米飯の提供を再開しました。

(2) 再開にあたり、確認した対策

米飯の提供再開に向け、横浜市総合パン・米飯協同組合の行った対策について、教育委員会及び（公財）よこはま学校食育財団が現地を視察し、必要な以下の措置がとられていることを確認しました。

ア 設備の洗浄・消毒、侵入経路の調査と再発防止の対応がされ、横浜市保健所へ報告書の提出がされていること

イ 防鼠対策として、ラットシールド（侵入経路上の扉のすき間を埋める侵入防止器具）の設置、超音波防鼠器及び粘着トラップの増設、赤外線監視カメラの新設がされていること

ウ 当該財団職員の立ち合いのもと、テスト炊飯を実施し、稼働状況に問題がないこと

エ テスト炊飯での細菌検査の結果に問題がないこと

オ 製造作業手順書を改訂し、機械内の異物等の異常の有無といった衛生面の始業前点検が、よりの確に行えるようになったこと

横浜市教育委員会教育長 鯉淵信也様
横浜市教育委員会教育委員各位



2019年5月7日

教科書採択手続きおよびその運用に関する要望書

横浜教科書採択連絡会

要望書提出代表 佐藤 満喜子

連絡先 横浜市中区尾上町

要望項目

(1)教科書の調査・研究について

市内各小学校・中学校の多数の教員が教科書調査研究を行い、学校ごとの調査研究が報告できるよう条件を整え、その研究結果を尊重すること。

また、教科書調査員には学校現場から幅広く教員を当て、校長・指導主事は除くこと。

(2)教科書展示会について

教科書展示会で出された意見を採択に反映させること。その際、アンケートを書きやすくするため、現行用紙をA4サイズに変更しアンケートの自由記入スペースを拡大するとともに、記入事項への制限を付けないこと。FAXによる受付も考慮すること。

また、教科書展示会に多数の教員・保護者・市民が参加できるよう十分な展示会場スペースを確保するとともに、机・椅子・筆記具なども十分用意し、待ち時間なく意見が書けるように工夫する。

(3)観点・評価基準について

関連法規、学習指導要領等の内容のうち、特定の項目や、特定の価値観を重視して採択しないこと。観点や評価基準の策定は、児童・生徒の人格形成のために必要な項目・基準内容を満たすものとし、市内各学校の児童・生徒の学習実態に基づいて行うこと。また、特定の教科書や価値観を有利に導くことのないよう配慮すること。

(4)教科書取扱審議会の公開について

教科書取扱審議会は市民に傍聴させ、広く公開すること。傍聴者には審議資料を配付すること。

(5)記述内容の正確性調査について

教科書調査員等による調査報告書や審議会答申は、教科書の記述が学問的真理・真実に基づいて正確に記述されているか否か充分調査した上、公正・公平に評価・作成して、充分説明責任が果たせる内容であること。

(6)答申について

採択にあたっては、教科書取扱審議会の答申を尊重すること。審議会の答申の主旨と異なる教科書を採択する場合には市民が納得できる合理的な理由を説明すること。

(7)採択の審議・採決について

採択の審議・決定を行う教育委員会審議は全て公開して、採決にあたっては誰がどのような理由でどの教科書を選んだかということを明らかにするとともにその審議を深めて

全員の合意をめざすよう努力すること。採択は挙手採決とし、説明責任が不明となる無記名投票は止めること。

(8)採択関連情報の公開について

採択を審議した毎回の教育委員会と教科書取扱審議会の終了後、速やかに全ての文書・資料・会議録を公開すること。また、任命後、速やかに全ての関係委員名簿、調査員名簿を開覧公開すること。

(9)採択の審議・決定の会場について

採択審議・決定の教育委員会議は、開港記念会館など広い会場で審議を行い、傍聴定員を弾力的に運用して市民の傍聴希望に応えること。

(10)附属中学校の採択について

横浜市立南高等学校附属中学校の採択は、県立中等教育学校同様、その学校の特色にそつて学校の調査研究を行い、その学校の意見を基に採択すること。

(11)採択地区について

採択地区については、市内を行政区ごとの採択地区に戻すこと。

要望理由

(1)教科書は、国定教科書への反省に立ち、複数の種類の教科書から「学校、児童、生徒、地域等の特性を考慮して採択する(神奈川県教育委員会平成 29 年度使用教科用図書採択基準)」よう指導されています。横浜市内の学校や生徒、地域の特性を最も知りうるのは、地域の学校にあって日々子どもたちに接している各学校の教員であることはいまでもありません。また、閣議決定や文科省通知(「教科書採択の改善について」文初教第 454 号)では、教科書の採択の調査研究に当たる教員の数が増えるのは望ましいこととされてきました。教科書を教員が選ぶことは世界の常識であり(ILO・ユネスコ『教員の地位に関する勧告』)、多くの教育委員会では、教科書調査員報告だけでなく、教員による学校ごとの実態を踏まえた調査研究も参考にしています。教科書を使う側の声を聞かずに採択していることは、市民にとって不安があります。さらに教科書取扱審議会を構成する教員の委員や実態調査員が、管理職や指導主事に偏る傾向が見られます。教科書調査員は、他の地域では教員だけですが、横浜の場合は、校長・指導主事が加わるようになり、上司の影響や自由な論議の実現に懸念があります。

市内の特性を考慮して、最も適正な教科書を選定するためには、教員による学校ごとの教科書調査研究を行い、その意見を尊重することが必要です。

(2)貴教育委員会の教科書展示会参加者集計結果によれば、中学校教科書採択の 2015 年度は、中学校教員参加者は市内 145 中学校中 32 人、初めての小学校道徳教科書採択の 2017 年の小学校教員参加者は 339 小学校中 44 人、同中学校道徳教科書採択の 2018 年の中学校教員参加者は 12 人しかいませんでした。県内では異例の少なさです。これは、要望項目 (1) の通り、横浜市では、採択手続き上、各学校の教員は採択のための調査研究に関わることができないことが、第 1 の原因と思われます。しかも折角の教科書研究の場である展示会への教員の参加については、以前は教員への研修としてあった時間・費用の保障が現在はなされていません。また、展示期間が短く、市民が参加しにくい会場もあり

ます。教員や保護者・市民がより参加しやすい環境を整えることを求めます。

- (3) 教科書採択にあたって、教育基本法や学習指導要領の内容は、すべて必要なことがらとして扱うべきものとされています。したがってその中から、改訂部分など特定の項目を選んで重視することや、内容・項目によって重視したり軽視したりして扱いを変えることは、教育委員会にとって許されない行為です。

また、2015年の中学校教科書採択では、歴史・公民で採択された社の教科書がその前の採択替え(2011年)当時の審議会答申で評価されなかった観点が、軒並み削除されました。このためこの社の教科書の評価が一気に高くなり採択されましたが、不自然な観点設定に疑問が残りました。

- (4) 横浜市では、取扱審議会の審議は全て非公開とされています。しかし、教科書採択の公正確保には、情報公開、会議公開を徹底することが求められています。横浜市でいうところの取扱審議会にあたる会議を公開したり、採択期間中でも調査員報告や答申を公開するようになった教育委員会もあります。

- (5) 2009年度に採択された歴史教科書のうち自由社版歴史教科書は、客観的事実の間違いや、編集ミスが過去に例のないほど大量(数百個所を指摘した調査資料もあります)に研究者や教育専門家から指摘されています。巻末の歴史年表は他社教科書からの盗作であつた事実も判明しました。自由社は、2010年度供給本については、誤りのうち写真の裏焼き等8カ所を使用開始半年後に訂正しただけでした。さらに2011年度の供給本については、十分な訂正期間があつたにも関わらず、間違いはそのまま生徒に渡しています。

神奈川県教育委員会は、「同じ学校の同じ教育課程で学ぶ」教科書で「同一の歴史的対象について、学年によって異なる記載内容で学習している。」(中略)「その結果、生徒の学習活動に大きな支障をきたし、あわせて、高等学校の入学者選抜における、学力検査の問題作成にも影響を及ぼすこととなる。」との理由を挙げて「教科書発行者に対する給付済み図書の記載内容に関する訂正申請の勧告実施を求める要望書」を文部科学大臣に提出しました。この教科書を選んだ責任者である貴教育委員会は、発行者・使用する学校への訂正要請等を行わず、約2万7千人の生徒はそのまま多数の間違いが掲載された教科書で学ばざるを得ない状況におかれ、正しく学ぶ機会をえられないまま卒業してしまいました。貴教育委員会の不作為は許されることではありません。

検定は校正を目的とした手続きではありませんので、採択にあたっては教育委員会が見本本調査研究等で内容の正確性を吟味し、正確性を欠く教科書を採択することのないよう求めます。

- (6) 横浜市教科書取扱審議会は、「横浜市教育委員会が行う教科書の取扱いについて適正を期するため」(横浜市教科書取扱審議会条例第1条)に設置されています。ところが、2009年度中学校教科書採択以来、教育委員会が市条例に基づいて自ら設置した審議会の答申を無視して、教科書を選んでいる教科がいくつかありました。

さらに2015年度以後の採択では、採決で同数になった教科について教育長が最終決定を行いました。何の再審議も理由説明もなく、答申の評価を無視した教科書が選ばれたこともありました。適正、公正な教科書採択を行うためには、審議会が適正、公正な内容の答申を行うこととともに、その答申を教育委員会が尊重するよう求めます。

(7) 教科書採択については、文科省が毎年「開かれた採択を一層推進するなど」改善に努めるよう通知しています。2011年度から神奈川県教育委員会の教科書採択通知は、「開かれた採択」についての項目を、前年度よりさらに踏み込んだ内容に改訂しています。

しかし、横浜市では2009年度の採択から、理由も説明もなく無記名投票が導入されました。無記名投票は、公職である教育委員の判断や責任を永遠に闇に葬り、「開かれた採択」に真っ向から背を向ける行為です。公開の挙手採決から、各委員が説明責任をはたさない不明朗な無記名投票へ変更したのでは、適正、公正な採択の確保は困難です。

また、審議において、いまだに一部の委員が教科書名を伏せたまま発言しています。こんな審議は、横浜市だけです。これでは、採択の決定に関わる教育委員としての説明責任を果たしたとはいえません。教科書名をきちんと挙げた審議を求めます。

(8) 採択が適正、公正に行われたことの証明と説明責任を果たすためには、情報を公開し透明性を確保することがまず必要です。貴教育委員会は、従来は採択教科書決定後直ちに、採択関係の調査員名簿・調査報告書、審議会委員名簿および会議録・答申などの文書を開覧可能な形で市民に公開してきました。ところが2010年度採択では、調査員名簿を開覧可能な文書から削除し、情報公開請求においても非公開にしました。(7)の要望理由同様、極めて不明朗な行為です。この非公開処分は、情報公開審査会でも、横浜地裁における訴訟でも非公開は不当とされ、貴教育委員会に対して公開に努力して市民への説明責任を果たすよう求める意見が判決文で示されました。

その後、全国各地で教科書採択の情報公開請求や情報公開審査会への異議申立が行われ、現在では教育委員会の会議録だけでなく、選定委員会の答申や会議録、調査員の報告書などが、採択途中でも随時公開されるようになりました。

(9) 教科書採択についての市民の関心は強く、また「開かれた採択」を実現するため、県内各教育委員会は、傍聴希望者全員が採択決定審議の傍聴が可能となるよう、定員にこだわらず入室を認めたり、臨時に広いホール会場で開催するなどの工夫をしています。全国一の政令市・370万都市の横浜において、貴教育委員会は傍聴を定員20名しか認めず、傍聴抽選にもれた希望者を開港記念会館等に収容し、昨年度から動画中継を見せています。以前の音声継に比べれば一歩前進といえ、評価できますが、撮影の角度が固定されていることもあり、審議の全容を傍聴者が知る上では不十分です。誰がどのように発言しているのかもわかりません。これでは傍聴したことにはなりません。採択審議、決定の教育委員会議は、希望者全員が傍聴できるよう広い会場で開催することを求めます。

(10) 横浜市立南高等学校附属中学校は県立中等教育学校同様、学校の設定目的が明確にうちだされています。学校の特色にふさわしい教科書を採択するため、県立中等教育学校と同様の手続きにならうことを求めます。

(11) 横浜市の1採択地区化は、「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」16条の立法趣旨に反し、全国に類のない巨大市場と画一化教育をもたらしています。大阪市は、横浜市の後に行った1地区化を見直し、今年度から4採択地区に分割しました。1地区の効果は見いだせません。行政区ごとの採択区に戻すことを求めます。

以上

教委第9号議案

横浜市立図書館規則の一部改正について

横浜市立図書館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月21日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

工業標準化法の一部改正に伴い、横浜市立図書館規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立図書館規則の一部を改正する規則

横浜市立図書館規則（平成6年1月横浜市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

「横浜市立図書館規則」新旧対照表（下線部が改正部分）

令和元年 7 月 1 日施行予定

現行				改正案				
別表（第 30 条）				別表（第 30 条）				
種類	複写の方法		金額	種類	複写の方法		金額	
マイク ロフィ ルム以 外の図 書館資 料等	単色 刷り	日本工業規 格（以下「規 格」という。） A 列 3 番ま での大きさ の用紙を用 いた複写	1 枚に つき 10 円	マイク ロフィ ルム以 外の図 書館資 料等	単色 刷り	日本産業規 格（以下「規 格」という。） A 列 3 番ま での大きさ の用紙を用 いた複写	1 枚に つき 10 円	
		規格 B 列 4 番までの大 きさの用紙 を用いた複 写	1 枚に つき 50 円			多色 刷り	規格 B 列 4 番までの大 きさの用紙 を用いた複 写	1 枚に つき 50 円
		規格 A 列 3 番の大きさ の用紙を用 いた複写	1 枚に つき 80 円				規格 A 列 3 番の大きさ の用紙を用 いた複写	1 枚に つき 80 円
マイク ロフィ ルム	単色 刷り	規格 A 列 3 番までの大 きさの用紙 を用いた複 写	1 枚に つき 10 円	マイク ロフィ ルム	単色 刷り	規格 A 列 3 番までの大 きさの用紙 を用いた複 写	1 枚に つき 10 円	

横浜市立図書館規則の一部改正について

1 趣旨

工業標準化法の一部改正（令和元年7月1日施行）に伴い、横浜市立図書館規則の別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めます。

2 工業標準化法の改正箇所（関係部分のみ抜粋）

現 行	改正後
<p><u>工業標準化法</u></p> <p><u>（日本工業規格）</u></p> <p><u>第十七条</u> 第十一条の規定により制定された<u>工業標準は、日本工業規格</u>という。</p>	<p><u>産業標準化法</u></p> <p><u>（日本産業規格）</u></p> <p><u>第二十条</u> 第十一条、第十四条第二項又は第十五条第二項の規定により制定された<u>産業標準は、日本産業規格</u>という。</p>

3 横浜市立図書館規則の改正箇所

現 行				改正案			
別表（第30条）				別表（第30条）			
種類	複写の方法		金額	種類	複写の方法		金額
マイク ロフィ ルム以 外の図 書館資 料等	単色 刷り	<u>日本工業規格</u> （以下「規格」 という。）A列3 番までの大きさ の用紙を用いた 複写	1枚に つき 10円	マイク ロフィ ルム以 外の図 書館資 料等	単色 刷り	<u>日本産業規格</u> （以下「規格」 という。）A列3 番までの大きさ の用紙を用いた 複写	1枚に つき 10円
		規格B列4番ま での大きさの用 紙を用いた複写	1枚に つき 50円			多色 刷り	規格B列4番ま での大きさの用 紙を用いた複写
	規格A列3番の 大きさの用紙を 用いた複写	1枚に つき 80円			規格A列3番の 大きさの用紙を 用いた複写	1枚に つき 80円	
マイク ロフィ ルム	単色 刷り	規格A列3番ま での大きさの用 紙を用いた複写	1枚に つき 10円	マイク ロフィ ルム	単色 刷り	規格A列3番ま での大きさの用 紙を用いた複写	1枚に つき 10円

【参考】関連条文

横浜市立図書館条例

第3条 図書館資料（法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）及び契約等によりインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた情報の複写を依頼しようとする者は、複写1枚につき100円の範囲内において教育委員会規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

横浜市立図書館規則

第30条 条例第3条第1項に規定する手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

4 施行予定日

令和元年7月1日